

平成20年7月14日

京都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課

意見募集担当 御中

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

東京都消費生活基本計画改定案（意見提出）

昨今、消費者をめぐる状況が大きく変化をしてくれています。そうしたなかで、東京都が率先して消費生活基本計画の改訂に取り組まれたこと、その改定案に賛意を表すものです。しかし、消費者保護・自立支援の視点から若干の意見を申し述べます。

政策課題 3

(3-1) 安全な商品とサービス

「都民の安全な消費生活を確保するため、商品やサービスの安全性について、行政として厳正に監視し、必要な場合、事業者の指導、業界団体への要望等を行い、消費者に対して危険を回避するための情報を提供していきます。」

政策課題は評価いたします。

「危害・危険情報の収集、評価・分析及び安全性に関する調査」、「都民生活において生ずる事故防止対策の推進」が施策例として挙がっていますが、「検査機関・調査機関の充実」も必要だと考えます。商品やサービスで事故が発生した際、中立的立場で原因を究明する機関が不足しています。安全な生活を確保するために、ぜひ検査機関・調査機関の充実を加えてください。

政策課題 4

(4-1) 役立つ情報の提供

「消費生活を送る上での必要となる情報がそれを必要としている消費者に届けられ、実際の消費行動のために役立つしくみを整備します。」

この政策課題に賛成します。具体的な施策の例としてホームページでの情報提供が挙げられていますが、情報を必要とする消費者に情報を届けるにはこれでは不十分と考えます。高齢者・障害者等に対する安全情報や取引被害に関する情報はテレビ・新聞など多角的な

方法で定期的に伝えられないか検討を要望します。受け手が情報を確かに受け取らなければ、情報を提供したことにはならないと考えます。

(4-2) 消費者教育・啓発

「一人ひとりの消費者が自ら考え、正しく行動できるように、行政としても消費に関する学習や教育の場を提供します。また、多重債務問題を回避するため、契約とは何か、賢いお金の使い方、クレジットカードの計画的な使い方などを教える金融経済教育の充実を検討します。」

この政策課題については評価します。相談の現場では情報量の少ない高齢者や社会経験の乏しい若者、障害のある人の被害が後を絶ちません。また、多重債務問題も深刻な社会問題となっています。悪質業者の手口を知ることは自分を守ることであり、契約とは何かを理解することは、自ら考え行動する消費者になるために必要なことです。それぞれの年代に応じた消費者教育、金融経済教育の必要性を痛感しています。学校や地域と連携した消費者教育の充実を望みます。

(4-3) 消費者の組織的な活動への支援

「消費者問題の解決のために、多くの消費者団体が活発に活動しています。行政としても団体相互の交流や連携の場を提供します。」

行政として団体相互の交流や連携の場を提供することには賛同します。

加えて「具体的な施策の例」に標記されている消費者団体に対する支援について、どのような消費者団体にどのような支援がなされるのか、明確に公表されることが望まれます。また(4-3)にかかわる執行予算は消費者関連の予算のどの程度を占めるのかも公表が必要と考えます。

なお、この意見募集期間は7月3日から14日までの12日間であり、これでは団体で討議して意見をまとめるには短すぎます。1ヶ月程度の募集期間を希望いたします。

以 上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

消費者提言特別委員会 世話人 内田玲子・柴垣雅子

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015